

第7号議案

社会資本整備総合交付金事業(河川改修)
 一級河川寺沢川^{てらさわかわ} 前橋市

着工年度 平成8年度
 評価理由 再評価後5年経過

1. 事業の目的

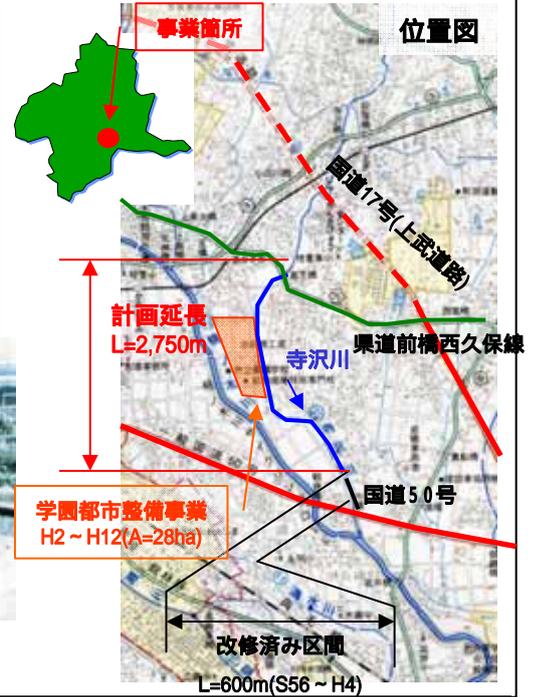
寺沢川は、前橋市大胡町から、前橋市女屋町の桃ノ木川へ合流する延長12km、流域面積13.2km²の一級河川で、断面狭小で、河道が蛇行していることから、過去に幾度となく家屋や農地等の浸水被害が発生している。近年は、上・中流域で国道17号BP(上部国道)建設に伴い宅地開発が進み、下流域では前橋工業高校の移転など学園都市整備の開発が行われ、流域の都市化が進んでいる。このため、河川改修を行い、沿川の浸水被害を軽減することにより、安全で安心できる地域づくりを行うことを目的としている。



断面狭小



豪雨による氾濫状況



2. 事業概要と進捗状況

事業概要

事業場所	まえばしし おなやまち まえばしし かめいずみまち 前橋市女屋町～前橋市亀泉町	
区分	今回	前回再評価時
全体事業費	4,592百万円	5,983百万円
全体事業費増減の理由	事業計画見直しによる減少	
事業期間	H8～H28	H8～H24
事業内容	河川延長 2,750m 確率規模1/10 計画流下能力140m ³ /s (現況流下能力18.6m ³ /s)	河川延長 2,750m 確率規模1/10 計画流下能力140m ³ /s (現況流下能力18.6m ³ /s)

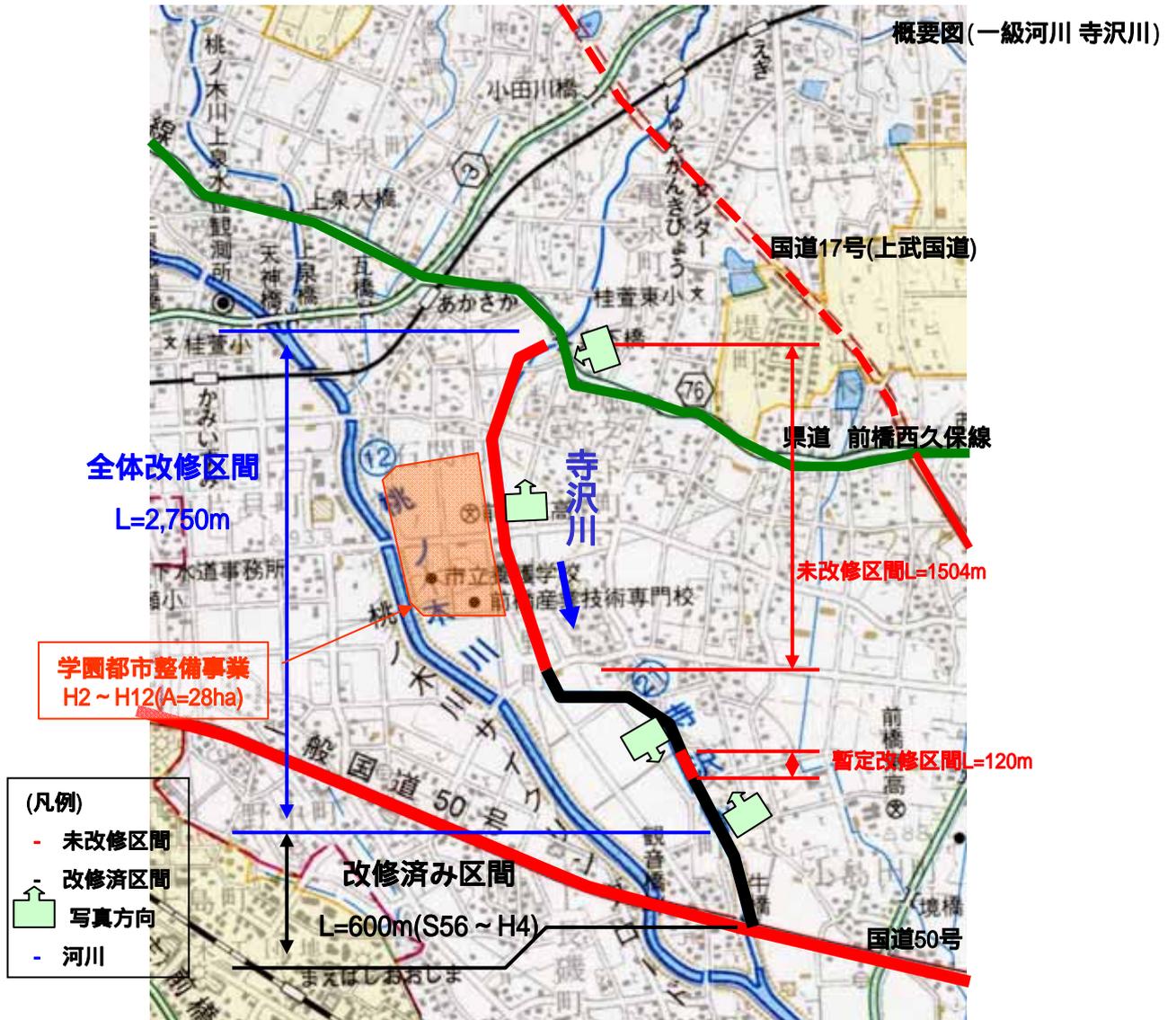
事業経緯

年度	主な経緯
H8	用地買収着工
H8	工事着工
H21	計画変更
H27	用地買収完了予定

進捗状況

	全体計画	現在の進捗状況 (進捗率)	前回評価時の進捗状況 (進捗率)
事業費	4,592百万円	1,799百万円 (39.2%)	1,069百万円 (23.3%)
用地買収	75,750m ²	38,890m ² (51.3%)	24,674m ² (32.6%)
計画延長	2,750m	1,126m (40.9%)	250m (9.1%)

2. 事業概要と進捗状況(図面・写真等)



整備済区間



暫定改修区間



未整備区間



未整備区間

3. 事業の目的・必要性に変化はあるのか？

上・中流域の宅地開発、下流域の学園都市整備など沿川の都市化が進み、一度氾濫が起きるとその被害は甚大なものになるため、改修の必要性は一層高まっている。

～出水状況(平成19年7月)～



出水状況



坂下橋(流木の状況)



坂下橋の脇の田んぼの状況
(溢水により、田んぼに流木等が堆積)

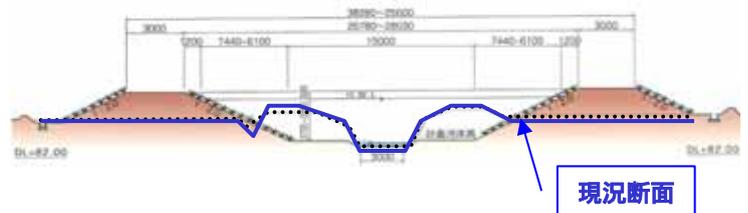
4. 目的を達成するための事業(手段)は適当か？

治水対策として、河道改修、調節池、放水路が考えられるが、本流域の地形や土地利用状況等を考慮すると、治水効果やコスト面においても現川を拡幅する河道改修が妥当である。

また、取水堰の改修協議の難航により事業進捗が遅れているが、河道計画の見直しや護岸勾配の変更による用地取得面積の縮減、既設護岸の活用、樋管の統廃合、ネック部橋梁の先行改修等により、事業費縮減および事業効果の早期発現を図る。



整備済区間



標準横断面

費用便益分析

		前回再評価時	今回再評価時	備考	
算出根拠マニュアル		治水経済調査マニュアル(案) 平成17年4月	治水経済調査マニュアル(案) 平成17年4月		
基準年		平成17年	平成21年		
区分	項目	現在価値	構成比	現在価値	構成比
費用 (千円)	工事費	5,184,400	91.4%	4,145,636	91.7%
	維持管理費	488,100	8.6%	374,815	8.3%
	残存価値			-	-
費用合計(C)		5,672,500		4,520,451	
便益 (千円)	一般資産被害軽減便益	9,774,800	49.0%	10,229,492	49.1%
	農作物被害軽減便益	278,300	1.4%	272,936	1.3%
	公共土木施設等被害軽減便益	9,269,600	46.5%	9,697,555	46.5%
	営業停止被害軽減便益	54,700	0.3%	57,807	0.3%
	応急対策費用軽減部駅	566,500	2.8%	579,826	2.8%
	残存価値	-	-	-	-
便益合計(B)		19,943,900		20,897,615	
費用対効果分析(B/C)		3.52		4.61	

氾濫面積
A=87.6ha
浸水家屋数
N=277戸

5. 事業が長期間要している理由は？

【元々が長期計画】

[元々が長期計画]

河川改修は下流から順次整備を進めていく必要があり(上流の断面を先に広げてしまうと、下流に現状以上の水が流下してしまうため)、また出水期には河川工事が行えないため、延長2,750mの改修を行うには長期計画となってしまふ。

[不測の事態により長期化]

下流域にある農業用取水堰の改修に際し、利水者と堰の形状について協議が難航し、堰の改修に着手できなかったため、中・上流域の事業促進が図れず、当初計画より事業が遅延している。なお、平成22年度に協議が整い、堰改修に着手できる見込みである。



改修予定の取水堰(平成21年12月)

【不測の事態により長期化】



位置図

6. 事業の対応方針は？

事業継続

事業中止

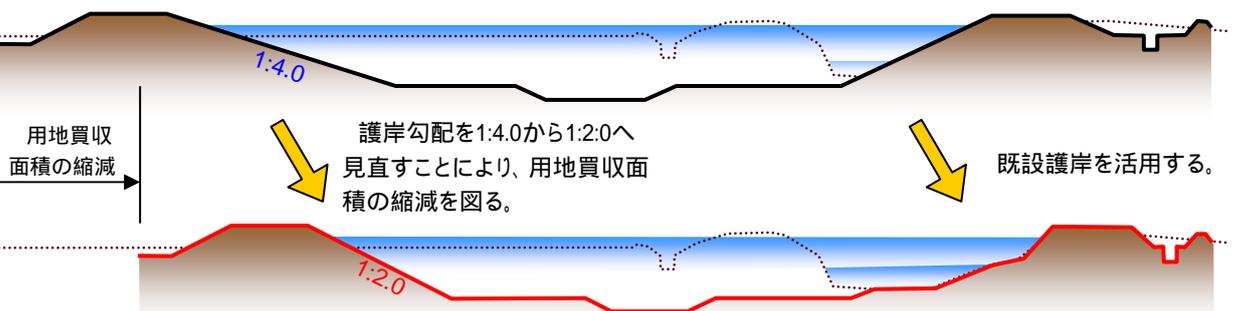
変更なし

事業計画の変更

スケジュールの変更

- ・本事業は河川改修を行うことにより、寺沢川沿川の浸水被害を軽減するための事業である。
- ・現在延長ベースで約41%まで進捗している。
- ・沿川の宅地化や文教施設の集積により、当初以上に事業の必要性が増加している。
- ・下流域にある農業用取水堰の改修にあたり、利用者との協議難航に伴う事業の遅延により、事業期間を4ヶ年延長をする。
- ・事業期間延長に伴い事業計画の見直しを実施。樋管の統廃合、既設護岸の活用や護岸勾配の見直しにより、全体事業費を約14億円縮減した。またネック部の橋梁の先行整備等により事業効果の早期発現を図りたい。

見直し前



見直し後

護岸勾配を1:4.0から1:2:0へ見直すことにより、用地買収面積の縮減を図る。

既設護岸を活用する。